

に無之候。此儀猶以て何も覺え申間敷候間、御近習の者迄被仰聞置候。

一、普明院宮米壽の賀

享保五年二月朔、林丘寺宮御隠居普明院宮八十八歳の壽賀有之、仙洞御製並一乘院院宮御歌。

仙洞御製 折句

山に住その山人のちとせをもやすくぞふべきつきぬよはひは
一乘院宮

祝ふより猶行末の千代もみん八十の後の八重霞む春
一、太田但馬誅せらるゝ事

太田但馬、關原陣以後江戸への御使相勤。土方勘兵衛は但馬實の兄也。勘兵衛江戸に相詰候故旁以て被遣候。東照宮殊の外御懇意にて、淺井繩手の事等御尋、御馳走不大形、御馬、御腰物等被下之候。瑞龍公御聞、如何思召候や、此以後横山大膳・山崎闇齋兩人へ被命、御殺し被成候。勝尾半左衛門と云者、大膳一類にて御馬廻組也。大膳密に此事を告知らす。其頃大膳は但馬と兩人、御城の石垣御用相勤候に付、其御用の帳を御廣間へ大膳令持參、但馬へ見せ候所、但馬

片膝立ながら帳を一覽の所、大膳立ながら拔伐にし候所一圓不切。菊池入道より傳來の物但州大脇刺を抜はなし横様に拂ふ。大膳鼻紙皆切たれども身に不當。髮鏡有之と云。後より勝尾けさがけに切之。是も一圓不切。半左衛門を瑞龍公とや思ひけん、御情もなき御事と云て後を拂ふ。半左衛門右の肩先より腕へかけて少し手を負ふ。其間に向より大膳たゞみかけて切之、後より半左衛門も切之。瑞龍公御長刀の鞘をはづし御出、主人の目をくらし不届成族と被仰、長刀の石突にて御突被成候へば、但州言葉は不出候が首を振申候。此時篠原出羽守罷越、見苦敷相見え候とて、其身の羽織をぬぎて死骸へ懸候。一段おとなしく相見え申候由。但州判形の紙面二通、今以て江州今津甚四郎家に有之候。群に抜見事成筆力驚目申候。續前。

一、奥村攝津御暇下さるゝ事

微妙公御代奥村攝津は、伊豫守永福末子にて、佞才人に勝れ、出頭肩を並ぶる者なし。一國の御政務も只此一人より出る様也。然所慶長十九年大阪の役に於て、攝津は笹山に陣取けるに少し敗北の體也。但攝津臆病の故にては無之、不

功者に付其仕形よろしからず。元和元年冬越中へ御鷹野也。御供中段々被命用意す。攝津は出頭に付いつも御供故、其命なけれども用意候。御發駕の前夜攝津御供御免、横山山城守仰命。攝津意外行當り、御留守中に分別を極候て願書付相調、前々のごとく被召使可被下候か、若無左候はゞ御暇被下候かに奉願候よしにて、御歸城の後書附入御覽候所に、其書附の裏に暇遣し可申と、御親翰にて被遊候。攝津下宿の所、其宅へ家來多有之候所、臺所口より乗物にて立退候。表の客も不存候よし。

一、金森平三郎廻番衆と喧嘩の事

微妙公小松御隠居の節、諸士過半未引越金澤に居住也。七月十六日金澤廻番日夏市右衛門・氏家十兵衛・齋藤市左衛門・富永甚十郎・山勝李助・大島五郎右衛門・中村瀬兵衛七人、足輕十人許先に立、豆田邊夜六時半頃相廻る。折節淨住寺前にて踊有之、足輕共拂之。何者に候や士一人、若黨草履取召連れ、足輕共と問答候。右七人罷越候所に、彼者刀の柄に手を懸候。氏家が若黨何某二十歳、刀にて彼者の眉間へ切付、彼者も刀を抜候を、いづれも寄合捕へ見候へば、小松の御馬

廻金森平三郎と云者也。此趣達御聽候所、小松者をはや慢り候とて甚だ御忿、日夏市郎右衛門儀は、番頭といひ年老といひ第一の不届とて、篠原織部宅に禁錮、又うつけたる若黨召使候とて、氏家十兵衛は福島彌右衛門宅に禁錮せらる。其外五人は閉門也。其後色々御説言有之候得共御忿猶不止、日夏父子、氏家父子自殺被命、外五人は不殘御追放。平三郎は於大正持切腹也。一族に付宮井喜兵衛介錯。小松より大橋又兵衛を御使として、本多安房守・横山山城守迄右の趣被仰下候。十餘年過候て右五人被召還候。但中村瀬兵衛は酒井宮内殿に有附、立身に付不歸。平三郎祿三百石、十六夜淨住寺へ墓參、寺にて大酒いたし、廻番に出合右の仕合也。

一、御小姓山崎小左衛門等説證文の事

陽廣公御卒後、金澤地子屋敷檢地の儀に付、小松より岡島兵庫・神戸藏人・田部助六・木村藤兵衛、其外御横目帳付與力等來る。金澤より青山織部・藤田八郎兵衛・原田又右衛門・有澤孫作罷出。或時廻番御小姓山崎小左衛門・多羅尾六兵衛・熊谷又八郎其外惣て五人、夜六時過河原町を廻候處、